

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

[1・2 略]

3 無線設備等

[一 略]

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[略]	[略]	[略]
5 空中線電力	[1～6 略] 7 船舶局の送信想定であって、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	
	(1) [略]	[1～3 略]
	(2) 低下装置の備付けを要するもの	[1～3 略] 4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であってR R付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、その空中線電力を <u>0.7Wから1.4Wまでの間</u> に容易に低下することができないときは、「不可」とする。
[略]	[略]	[略]

[注1～3 略]

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

検査対象無線局の種別	総合試験の方法等	検査の成績

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

[1・2 同左]

3 無線設備等

[一 同左]

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[同左]	[同左]	[同左]
5 空中線電力	[1～6 同左] 7 船舶局の送信想定であって、設備規則により次の条件のあるものについて、その適否を調べる。	
	(1) [同左]	[1～3 同左]
	(2) 低下装置の備付けを要するもの	[1～3 同左] 4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であってR R付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、その空中線電力を <u>2W以下</u> に容易に低下することができないときは、「不可」とする。
[同左]	[同左]	[同左]

[注1～3 同左]

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

検査対象無線局の種別	総合試験の方法等	検査の成績

1 船舶局	[1～4 略]	[略]
	5 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。	
	[(1)～(4) 略]	[略]
	(5) DSC専用受信機、ナブテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
(6) VHFデータ交換装置については、実地通信を行い、感度及び受信データ等から通信の状況を確認する。	通信できないときは、「不可」とする。	
[2 略]	[略]	[略]

[注 略]

備考 表中 [] の記載は注記も受ける。

1 船舶局	[1～4 同左]	[同左]
	5 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。	
	[(1)～(4) 同左]	[同左]
	(5) DSC専用受信機、ナブテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
(6) VHFデータ交換装置については、実地通信を行い、感度及び受信データ等から通信の状況を確認する。	通信できないときは、「不可」とする。	
[2 同左]	[同左]	[同左]

[注 同左]